

令和2年4月1日以降に

製造（又は加工・輸入）し消費者に販売する【加工食品・添加物】には

新たな法律「**食品表示法**」に基づく表示が必要です！

## ◆食品表示（衛生事項）の主な変更点

### 添加物の表示方法

食品表示基準では、①原材料名と「添加物」について、それぞれ事項名を設けて表示するか、  
②原材料名欄に原材料と「添加物」を明確に区分して表示することになりました。

#### ①原材料名と「添加物」について、それぞれ事項名を設けて表示

原材料名	いちご、砂糖
添加物	ゲル化剤(ペクチン)、酸化防止剤(ビタミンC)

#### ②原材料名欄に原材料と「添加物」を区分して表示

区分する方法としては、スラッシュなどの記号の使用や改行する方法等が考えられます。

例1) スラッシュで区分して表示する方法

原材料名	いちご、砂糖／ゲル化剤(ペクチン)、酸化防止剤(ビタミンC)
------	--------------------------------

例2) 改行して表示する方法

原材料名	いちご、砂糖 ゲル化剤(ペクチン)、酸化防止剤(ビタミンC)
------	-----------------------------------

例3) 別欄に表示する方法

原材料名	いちご、砂糖
	ゲル化剤(ペクチン)、酸化防止剤(ビタミンC)

### 製造所固有記号

- 同一製品を2つ以上の製造所で製造する場合のみ、製造所固有記号の使用が可能です。  
1つの製造所で製造する場合は、**製造所固有記号は使用せず、製造所（又は加工所）の所在地、製造者（又は加工者）の氏名又は名称を表示します。**

#### ● 製造所等の所在地

原則、都道府県名から住居表示に従って住居番号まで表示します。

#### ● 製造所等の氏名又は名称

氏名は個人の場合は個人名を、法人の場合は法人名を表示します。

屋号のみの表示は認められません。

## アレルギーの表示方法

### 1 食品に含まれる特定原材料（※1）は全て表示します。

新基準では、「マヨネーズ（卵を含む）」、「焼うどん（小麦を含む）」などと表示する必要があります。

※1：「特定原材料」とは、アレルギー表示対象品目のうち、表示が義務化されているものです。

現在、「えび・かに・くるみ・小麦・そば・卵・乳・落花生」の8品目が定められています。

### 2 原則として、個々の原材料の直後に括弧書きします。（「個別表示」という。）

但し、表示面積に限りがあり、一括表示でないと表示が困難な場合等は、例外的に原材料の直後にまとめて括弧書きする方法（「一括表示」という。）も可能です。

なお、個別表示と一括表示を組み合わせることはできません。

#### 【原材料名欄と添加物欄を設ける場合の表示例】

##### 個別表示（例）

原材料名	白いんげん豆、小麦粉、砂糖、栗甘露煮、卵黄（卵を含む）
添加物	炭酸水素Na、カゼインナトリウム（乳由来）、着色料（黄4）

##### 一括表示（例）

原材料名	白いんげん豆、小麦粉、砂糖、栗甘露煮、卵黄（一部に小麦・卵を含む）
添加物	炭酸水素Na、カゼインナトリウム、着色料（黄4）（一部に乳成分を含む）

- 詳細についてはウェブサイトにてリーフレットが掲載されておりますので、ご覧ください。

▷東京都ウェブサイト（食品衛生の窓）：リーフレット「大切です！食品表示」

▷消費者庁ウェブサイト：リーフレット「早わかり食品表示ガイド」

早わかり食品表示ガイド

検索